

19世紀前半期プロイセンにおける新しい下士官像の模索 ——国民軍隊に相応しい下士官とは——

丸 畠 宏 太

はじめに

軍事史研究で人物に焦点を当てる場合、伝統的には英雄的活躍をした将帥をはじめとする軍隊の指導層がもっぱら考察対象であった。こうした「傑出した個人」に焦点を当てた伝記的著作は今日でも決して衰えたわけではないが¹⁾、近年では社会史、民衆史、日常史といった分野にまで歴史学の視野が広がってきたことを受け、軍事史の分野でも軍隊の大半を占めるふつうの兵士の社会構造は言うに及ばず、その生活やメンタリティなどにも切り込んだ研究が盛んになり、従来は「兵士」とひとくくりにされるだけの集団を構成する個々の兵士の顔も、おぼろげながら見えてくるようになった²⁾。

さて、本稿では軍隊で末端の兵士を小単位で直接指導する下士官に焦点を当てる。時期は19世紀前半期のプロイセンである。そこで最初に、なぜこの時期の下士官に焦点を当てるのかを述べておく必要がある。

筆者は以前から、対ナポレオン戦争敗北を契機としてはじまったプロイセンにおける軍制改革を近代プロイセン＝ドイツ国民軍隊の出発点と捉え、軍隊と社会、国家の関係に以後決定的な意味をもった一般兵役義務制度を軸に、19世紀をつうじて軍事的なものが民衆にまで浸透し、それが国民的統合を創り出していく様子を、さまざまな角度から考察してきた³⁾。そこでまず取り組んだのが、下士官・兵士の服務規程や違反行為とその処罰について定められた軍事条章Kriegsartikelの改変作業の考察であった⁴⁾。軍事条章に着目したのは、そこに兵士の心構えや服従・忠誠の対象とその根拠などが書かれており、時代の趨勢に即した兵士像ないし軍隊像を読み取ることができると考えたからである。改革がはじまって1年あまりが経過した1808年8月3日に新しい軍事条章が公布され、兵役が身分にかかわらずすべての国民の最も崇高かつ名誉ある義務であることが謳われた。この時点で兵士になることは、もはや兵士身分になることではなく、原則上プロイセンに生まれ育った男子の人生プロセスに当然組み入れられるべきワン・ステップとされたのである。この文脈に立てば、対仏解放戦争がほぼ決着した1814年9月制定の「兵

役義務にかんする法令」において、常備軍を「戦争に備えての全国民の基幹教育学校」と位置づけたことは、とりわけ重要である。それは、軍事条章で打ち出された新しい兵士像と考え合わせるならば、軍隊は個人としての名誉心をもった人間をひとかどの国民に育てる場と位置づけられたからである。

このように軍隊が国民の教育機関として位置づけられるならば、下士官の役割はこれまで以上の重みをもって装いを新たにせざるを得ない。それというも、下士官は2年ないし3年の義務兵役期間を越えて軍務に就き、戦時・平時を問わず軍隊の「現場」で兵士を直接掌握・指導する立場にあったからである。彼らは長期の軍役をつうじて軍隊の表も裏も知り尽くしたいわば「軍隊精神」の体現者であり、兵役に就くふつうの人びとに対して軍隊での技術的ノウハウを伝授するに留まらず、精神的に大きな影響を及ぼす存在でもあった。では、改革期以降に新しい兵士のあり方が問われるようになると、下士官にはどのような役割や心構えが期待されるようになったのだろうか。また、彼らにはどのような素養が求められたのだろうか。換言すれば、こうした国民軍隊における新しい下士官像を、まだ国民軍隊の草創期にあった19世紀前半期に軍隊首脳部はどのように模索していたのであろうか。これが本稿の課題である。

ここで下士官にかんする従来の研究状況に目をやるならば、近代ドイツ史にかんして言えば、概説的な叙述⁵⁾を除けば下士官を真正面から扱った研究は極めて乏しい。しかもそのわずかな業績でも、旧東ドイツでルードルフ・コシュラが著した博士論文が帝政期の下士官を社会史的に分析しているくらいで⁶⁾、その他はほとんどが下士官の退役後の民間就職を視野に入れた文官任用制度に結びつけての研究であり、下士官そのものの軍隊における位置づけや任務、あるいはその社会構造などを扱っているわけではない。また、本稿が扱う19世紀前半期については、下士官を対象とした研究は管見の限り皆無に近い。

そこで本稿では、筆者自身がこれまで積み上げてきた19世紀前半期の国民軍隊形成過程にかんする成果を認識枠組みとしながら、当時の軍事論壇の場でもあった軍事専門雑誌の下士官にかんする論説を基礎史料として、考察を進める。時期は1830年代末が中心であるが、これはこの時期にかなり集中して下士官にかんする問題が論点になっていたからである。考察対象とする雑誌は、おもに下士官・兵士向けの『兵士の友Soldatenfreund』と高級軍人向け雑誌『一般軍事新聞Allgemeine Militär-Zeitung』である。とくに注目したいのは前者である。というの

も、当時の軍事雑誌はそのほとんどが高級軍人向けであった中で、『兵士の友』は当時としては珍しくおもな読者対象を下士官・兵士と想定しており、軍隊に入隊する普通のプロイセン人の軍事的教化に少なからぬ影響力をもっていたからである⁷⁾。なお、当時の下士官のあり方とは裏腹に、彼らの生活や態度、それに勤務の実態がどのようであったかについては、筆者の現在の能力と史料の乏しさゆえに、この小論ではわずかししか触れられないことをお断りしておく。

1 国民軍隊以前の下士官

そもそも下士官とはどのような軍人であろうか。軍隊組織のなかで彼らが果たす役割はいかなるものであろうか。下士官はドイツ帝国期にかんする記述では下級指揮官Unterführerという表現で示されることが多い⁸⁾。彼らは将校とは異なり、軍隊の独立した管理・行政単位である中隊以上の指揮権を有することはなく、もっぱら分隊レベルでの兵士の直接的なまとめ役や、中隊以上の部隊で将校の補佐的役割を果たしてきた⁹⁾。こうしてみると、下士官は将校と兵士の間にある中間的な存在、つまり、兵士の直接の指導に当たる現場監督的な存在と言えそうであるが、軍事条章に定められた軍人としての服務規程と心構えが下士官と兵士を対象としているところにもあらわれているように、下士官はむしろ兵士に近い存在であったし、そもそも将校と下士官の間には身分のあり方や昇進の可能性、それに名誉の扱われ方などにおいて容易には越えがたい壁があったことも、また忘れてはならない。

雑誌『兵士の友』の「下士官の地位」と題する論説では、下士官が歴史的にどう発展してきたかについて、帝政ローマ期から説き起こしておよそつぎのように概観している。現今(=19世紀中葉)の下士官に当たる階級は、大規模な軍団が活躍したローマ帝国の時代にすでに見られたという。彼らは部隊の最小単位である10名程度の集団を統率する下級指揮官であった。ローマ帝国が没落し、中世ヨーロッパでは騎士が一族郎党を率いて軍事力を形成し、大規模軍団の組織的運用もなくなると、下士官のような階級は不要となった。その後、徴募された傭兵が戦いの担い手の中心となり、戦争が大規模な軍団を巧みに操って行われるようになると、指揮官の意思に従って軍団の各部隊を有機的につなぐことを任務とする下級指揮官の必要性が叫ばれるようになった。この地位には戦争経験の豊かさと年齢、そして勇敢さにおいて他者に抜きん出たものが選ばれた。さらに30年戦争の時期になると、火器が急速に普及して高度

な戦術や軍事技術を駆使した戦闘が展開され、武器の扱いや使用に長けているだけでなく、小規模な部隊の現場に特化して兵士を監督する役割を果たせるだけの人材、つまり下士官の需要がますます高まった。大規模化した軍隊における司令官の指揮・監督任務が軽減されたのは、こうした下士官のおかげである¹⁰⁾。

以上が、『兵士の友』で素描された絶対主義期にいたるまでの下士官の歴史的発展である。ここから見えてくる下士官の姿は、戦争のあり方の変化にともなう軍隊の規模の拡大と組織の複雑化を背景に、多くの戦闘を経た海千山千の古参者で技術的にもさまざまなノウハウを身につけた職人的現場監督、といったところであろう。こうした下士官のイメージは、程度の差こそあれ20世紀の2つの世界大戦期でもある程度妥当するといえよう。しかしながら、国民軍隊の形成期前後ではやはり下士官のイメージに大きな段差が生じることもまた否めない。では、絶対主義期の軍隊で下士官は具体的にどのような存在だったのであろうか。彼らはどのような点で国民軍隊の時代の下士官と異なっていたのであろうか。そこでふたたび『兵士の友』の論説に目を向けてみよう。

「当時の軍隊はそのほとんどが徴募によるきわめて雑多な国民の寄せ集めであり、新兵が澁刺とした強烈な祖国愛に促されて軍務に就くことは希であった。それゆえ…（省略）…下士官となる人々は自らの果たすべき任務にとりわけ忠実に尽くし、あらためて徴募の傭兵軍を感化しなければならなかった。…（省略）…その際、厳しい手段を講じる必要が生じることも希ではなかった。…（省略）…なにしろ、彼らが付き合っていかなければならない人々のほとんどは、名誉への愛着に突き動かされることなどまずなく、戦時・平時を問わず義務意識からやむなく任務を遂行するだけの連中だったのだから。下士官は[兵士を]直接に厳しく監視してとりわけ規律を維持する役を担ったが、それを果たすためには鞭打ちや列間笞刑など、今日流布している兵士の名誉概念とは相容れない手段に訴えざるを得なかった。こうしたやり方は、当時の軍制からすれば必然的な帰結であった。」¹¹⁾

この時代の下士官といえば、どうしてもならず者集団のボス格のようなイメージがつきまとう。実際のところ当時の軍隊を構成する兵士は、徴兵制の原型とも言えるカントン制の枠内でリクルートされたプロイセン住民——そのほとんどは農村住民であった——の他に、募兵に応じた外国人——その多くはプロイセン以外のドイツ諸邦出身——を中心とす

る傭兵など、出身地も素性も異なる雑多人びとの集まりであり¹²⁾、引用した論説にもあるように彼らには祖国愛の欠片もなかったのだから、その統率や監視にあたる下士官にこうしたイメージがもたれるのも不思議なことではない。兵士のほとんどが駐屯都市で現地住民の家に宿営していた当時、下士官は兵士数人とグループを作って同じ家庭に暮らしていた。このまとまりのなかで、下士官は同宿の兵士に対して教育者、お目付役としての役割を果たしており、とくに新兵の訓練において彼らの果たす役割は大きかった¹³⁾。そして、さまざまな素性の兵士がいたという事実からすれば、この兵士集団に秩序を与えて統制するにはかなりの経験と手腕を必要としたことも、想像に難くない。実際のところ、下士官は部隊内の秩序と統率を保つために、鞭打ちなどの体罰を伴う暴力的手段も辞さなかったという。以上のことを考え合わせるならば、改革期以前の下士官は下級指揮官というよりも、『兵士の友』の中の表現に習って「一般兵士から見れば忌み嫌われるべき監視者ないし調教師であった」¹⁴⁾というほうがふさわしいように思われる。

2 軍制改革と新しい下士官像の模索

こうした下士官のあり方に根本から変革を迫ったのが、19世紀初頭のプロイセンにおける軍制改革である。改革の支柱は、兵役を原則上すべての男子国民の必任義務とする一般兵役義務制度、それに兵役に就かなかったものや退役者が危急時に武器を執る民兵的な国土防衛軍制度の二本であった¹⁵⁾。これらの懸案事項が実現に向かって大きく動き出したのは1813年にはじまる対仏解放戦争中であるが、こうした制度改革に先立ち、はやくも1808年の時点で軍事条章の改変をつうじて兵士の待遇改善と新たな兵士像が打ち出されていた。1808年8月3日に公布された新軍事条章の第1条において、国王が兵士につきのよう呼びかけているところに注目したい。

「朕は臣民が義務感と忠義心をもつことを確信し、つぎのことを期待する。ひとつは、臣民が祖国の子として、兵士となる際にも課せられた軍務を遂行する際にも、祖国防衛という高邁な任務と義務を片時も忘れず目標として掲げることである。もうひとつは、〔兵役に就いた〕臣民が模範となって、折り目正しく誠実かつ品行方正な態度を、場所を問わず同胞に示そうと努力することである。」¹⁶⁾

ここでは兵士が「祖国の子」、つまりプロイセン国家の国民——「臣民」という言い方ではあるが——であることが当然の前提とされているだけ

でなく、彼らが軍務をつうじて模範的な国民になることが示されており、19世紀末の帝政期には定着していた良兵良民的な考えがすでに垣間見られる。彼らは「祖国防衛という高邁な任務と義務」をしっかりと認識した、いわば目的意識をもった戦士なのである。この新しい軍事条章にあらわれた兵士像には、「そもそも兵士は敵よりも(自軍の)将校を恐れなければならない」¹⁷⁾というフリードリヒ大王の言葉に体现されたような、鞭打ちと殴打で規律を与えられる兵士の面影はもはやない。

では、こうした新しい兵士のあり方が打ち出されると、兵士直属の上官である下士官にはどのような素養が求められることとなったのだろうか。『兵士の友』の主張でまず目につくのが、下士官が軍人であると同時にプロイセン国家の国民でもあるという捉え方である。

「今日の下士官は、市民としても軍人としても本当の名誉感情にあふれている。彼らは兵士であるだけでなく国家市民でもあり、国民の偉大なる教育活動にも関与しており、任務に忠実な上に仕事にも熱心である。…(省略)…新世代の下士官は生来博愛的で国民意識を有し、名誉感情を踏まえたもの見方ができる。こうした下士官の活躍のおかげで、プロイセン軍は他のどの国の軍隊よりも卓越しているのである。」¹⁸⁾

こうした理解のしかたは新しい軍事条章に見られる兵士の姿、すなわち、祖国愛と名誉意識をもったひとかどの市民であるとともに、軍務経験者として市民社会で模範を示せる人々そのものに他ならない。すでに述べたように、軍事条章の適用対象には下士官も含まれる。そもそも下士官は基本的に兵士の中から選抜され、出身身分も両者でほとんど相違はないのであるから、ともに同じ服務規程が適用されたのと同じく驚くべきことではあるまい。しかしながら、下士官が教育者として兵士の上に立つ立場にもあることを忘れてはならない。そこでつぎに、兵士の直接的指導者としての下士官に特化した素養にかんして、『兵士の友』の主張に耳を傾けよう。

「従来とは異なり、[今日の]下士官は長期軍務に就いていた結果として昇進する地位ではなく、知力と能力の程度に従って昇進する。だから、この名誉あふれる下士官の地位にある多くの若者は、行動力においても有用性においても年長者に勝るとも劣らない。…(省略)…今日、一般に下士官に要求されるレヴェルは、過去とは比べものにならないほど高まっている。そしてまた、下士官が必要とすることがらを身につけるには、揺るぎない努力で絶えず行動する必

要がある。』¹⁹⁾

絶対主義期の下士官には、一定の年齢とそれにとまなう経験の豊かさが求められていた。素性の知れぬものも含む荒くれものの兵士たちを時には力づくで統率していくには、そうした素養が不可欠だったのである。だが、ここに述べられている新しい下士官のあり方は、こうした年功的な考え方とは根本から異なる。そもそも、年齢的にはむしろ若いの方が望ましくなった。それは、新時代の下士官は知的にも肉体的にもこれまでにないほど高度のレベルの素養を身につけなければならず、そのためには覇気のある若者こそがこの地位にふさわしくなったからである。今後プロイセン軍では「勤務年数ではなく、ひとえに軍務をこなす能力があるかどうかだけで、下士官への昇進の道が開かれる」²⁰⁾というわけである。

「軍務に必要なものがつねに迅速性と力強さだとすれば、下士官は年齢が高過ぎてはいけない。なにしろ12年間も忠実かつ誠実に義務を果たすには、一人一人の相当な活力と行動力が必要なのであるから、この期間を過ぎればもはや軍務で本来の迅速性と力強さを求めることはできないのである。』²¹⁾

キーワードは迅速性、力強さ、それに活力である。これらは年齢が若いからこそ保持できる素養であり、齢を重ねるうちに失われていく。だから現今の下士官職は年配者には向かないものとなっている、というわけである。

ここで、新時代の下士官が軍人であるとともに国家市民とも位置づけられていることにもう一度着目したい。これまで、絶対主義期の常備軍では、将校に限らず兵士もまたその多くが募兵に応じた半ば職業軍人と化した人々であるとされてきた。確かにこのような見解は、1990年代から本格化した新しい軍事史研究の潮流を背景にした実証的研究によって疑義が呈され、当時の軍隊といえども兵士の多くは決して「永遠の兵士」ではなかったことが明らかにされている²²⁾。とはいえ、実働人生のほとんどを軍隊勤務で費やしたものが少なからずいたこともまた事実である。とくに長年の軍務経験がものを言う下士官には、そうした長期勤務の兵士上がりが多数存在した。しかしながら、国民軍隊においては下士官も原則上もはや「生涯軍人」ではなくなった。つまり彼らの多くは10年あまりの軍務を経て市民社会に戻り、ふつうの国民として残りの人生を過ごすようになったのである。

長期の軍務を終えた下士官に中・下級の官職やそれに類する仕事を優

先的に斡旋する文官任用制度²³⁾にかんする記述にも、下士官像の軍人としてのあり方と国民としてのあり方の関係が垣間見られる。『兵士の友』が語るところに耳を傾けてみよう。

「下士官はひとたび文官任用に応募する権利が生じ、これ以上今の地位にとどまる意思がなくなると、この権利を獲得するのに必要な条件を片時も見逃さずにしっかり行動する。…（省略）…軍隊では活力と行動力、それに決断力がとりわけ重要で、知識は付属物に過ぎないが、市民社会ではまさにこの逆である。知識が根幹をなし、軍隊で徳や長所とされるものは[市民社会で]役には立つことはあっても付随的なものに過ぎない。…（省略）…どの文官職でもまず必要なのは清書ができることであり…（省略）…計算とドイツ語会話での正しい言葉遣いもまた必修事項である。」²⁴⁾

国民軍隊といえども、やはり軍隊生活と市民生活ではその本質にかなりの違いがあり、重視される価値には真逆のところもある。だからこそ、軍隊生活の長い下士官はあらかじめ市民社会に戻るための準備をしなければならない、というのである。これに加えて『兵士の友』では、在任中の下士官に対して市民社会の価値に触れておくことの必要性をつぎのように説いている。

「下士官が軍務以外で日常的に[軍人以外の人々と]付き合っても、それが教養の価値を認識してもっと学びたいという動機につながらなければ、どんなに勉学にいそしんだところで何の足しにもならない。安居酒屋での雑談では駄目だ。…（省略）…本物の快適な喜びが感じられるのは、やはり社交界の教養ある人々と交わる時である。こうした社交の場を探してその一員に加わり、きちんとした身なりと慎ましやかで上品な身のこなしで歓待されることは、もちろん容易ではないが、本気でそれを望むならばできないことではない。…（省略）…このような社交の場で彼らは洗練され、社交のルールを学ぶ。こうして身につけたものは下士官をよい方向に感化するのである。」²⁵⁾

ここには、軍隊で宍名主のように君臨する古株兵士としての下士官の姿はもはやない。国民軍隊の時代の下士官に求められるのは、軍務にあるうちから市民社会の良質の部分と交流をもちつつ、その影響を受けてよき市民的価値に感化された下士官である。彼らは若き国民である新兵に訓練を施す教官として、その模範となることが求められていたのである。

3 兵士の教育者としての下士官

A 服従の調達と宗教心

一般兵役義務によって軍務に就いた若者は、もはや素性の怪しいものも含む有象無象の集団ではなく、祖国への愛着と名誉意識をもったプロイセン人であった。このようなプロイセン国民を国防の担い手として育成する直接の指導者こそ、下士官であった。それでは、下士官は現場で新兵をはじめとする部下の兵士にどのような心構えで接し、具体的に彼らをいかに教育・統率することが要求されたのであろうか。本稿ですでに『兵士の友』から引用した部分だけでも、下士官にかんする章句には確かに祖国とか市民、あるいは国家の息子たちといった常套語句がしばしば登場する。しかしながら、下士官が現場で兵士を教化し服従を調達する際に祖国愛のような抽象概念に訴えることを説く部分は、少なくとも表面的にはほとんど見られない。兵士のメンタリティに訴えかける要素として本誌で最重要視されているのは、宗教＝キリスト教である。

「神への心からの畏怖の念と敬虔さこそ、我々すべての下士官にとって最も気高い義務であるように思われる。もっとも、これはキリスト教徒であれば誰にも言えることである。宗教は本当に信心深く神への畏怖の念をもった人々に、人生の苦悩や辛酸に対する癒やしを絶えず与え、人生に満ちあふれる困苦に耐えられるよう力づけてくれる。」²⁶⁾

信仰心が厳しい任務を遂行する上での大きな心の支えであり、だからこそキリスト教徒としての義務を誠実に果たすことが下士官にとって最も重要なことだ、という論調である。だが、敬虔なクリスチャンであれとはいっても、兵士が宗教活動に熱心になり過ぎて軍務に支障が出るようなことがあってはならない。『兵士の友』はこの点についてつぎのように釘を刺している。

「兵士にいかにも信心深そうに祈りの言葉を唱える敬虔主義者になれとか、兵舎を修道院にしろとかいうのではない。…(省略)…聖書と賛美歌集、兵士が携えてよい本はこれだけであり、それは今後とも変わらない。これらの中に人生のあらゆる局面に必要な慰めと励ましが込められているのであり、それらを勤勉に読む者には宗派の小冊子も祈禱集もいらぬ。」²⁷⁾

では、下士官は兵士と接する具体的局面で、宗教心をどのようなかたちで示すのであろうか。それはまず、下士官本人が教会での礼拝に定期的に出席することからはじまる。

「何よりもまず、下士官は軍務が許す範囲内で定期的かつ熱心に礼拝に出席し、部下に範を示したまえ。そして沈黙熱心しつつ、穏やかに真剣な態度で礼拝に臨みたまえ。どんな事情があっても教会通いをやめてはいけぬし、礼拝中には注意散漫や退屈のそぶりすら見せてはいけぬ。」

教会への行き帰りや礼拝中は、同僚や部下をはじめ多くの人々の視線に晒される。そんな場でこそ下士官は恥ずかしくない立派な態度を取るべきだ、というのである。とくに部下に範を示すという意味では、礼拝の日は絶好の機会とされる。『兵士の友』で推奨されるのは、下士官が礼拝に出向く際、数人の優秀な部下を褒賞の意味も込めて一緒に教会へ連れて行くことである。そして行き帰りの途上に下士官は部下に対して、キリスト教徒としての義務やそこから生じる兵士の心構えについて教え諭したりするべきだ、というのである。これはまさに、宗教心を土台に信頼関係を築くことによる人心把握といってもよからう。ただし、軍人であるからにはあくまで軍務が優先である。だから、「兵士が本当に敬虔な態度を示すのは礼拝に行くときだけ」でよく、「キリスト教徒としての義務はこれで十分」果たしていることになるのである²⁸⁾。

ところで、軍隊における兵士の内面からの統合を信仰の面から考える場合、兵営内で宗派が異なる兵士にどう対応するかは、現場の統率と調和をはかる役割を担う下士官にとっても避けて通れない問題である。プロイセンはもともとルター派プロテスタントが支配的な国であったが、1814 / 15年のヴィーン会議後、カトリック住民の多いライン地方などにも領土が拡大した結果、全人口中カトリック系住民が占める割合は約五分の二まで膨れ上がり、宗派的な人口構成も複雑化していた。当然のことながら、一般兵役義務で兵舎に入ってきた兵士も宗派はさまざまであった²⁹⁾。こうした事情も踏まえて、『兵士の友』は下士官がカトリックの兵士と向き合う際のアドヴァイスも怠らない。

「第一線の連隊よりも近衛部隊でよく見かけるのが、カトリックとプロテスタントの共存する分隊である。実際にこのようなケースが生じた場合、下士官は何よりもまず、異なる宗派の信者同士が互いに嘲ったり嘲弄したりしないよう、彼らを見張っていなければならない。…(省略)…カトリックは形式上の戒律を遵守する点でプロテスタントより厳格である。彼らはロザリオの祈りに範を取って毎朝晩祈りを捧げたり、十字架を切って聖人に願いを掛けるなどする。戦友がこうした行為を妨害したり擲擻したりすることを、下士

官は当然に防がねばならない。』³⁰⁾

ユダヤ系住民については、1812年3月に発布されたいわゆるユダヤ解放令を嚆矢として、州ごとの相違はあったが、ナポレオン戦争後にはプロイセンの国家市民権を有するものを中心に兵役義務が課せられることとなった³¹⁾。これに関連して『兵士の友』は、下士官がユダヤ教徒特有の生活習慣を尊重し、彼らに対して不当な扱いが生じないよう呼びかけている。

「ユダヤ教徒は法規定により教会に行くことを免除される。教会訪問後に関兵が行われることになっている場合もこの規定に従う。こうした例外が認められるのは、国王陛下が異なる信仰をもつ者を尊重する意向を示しているからである。だからなおのこと、兵士と直属の上官である下士官は戦友の信仰を大切にすべきなのだ。ユダヤ教徒は飲食でもキリスト教徒と違いがあり、そこから食事の選択の際に戦友が彼らを揶揄する恐れがしばしば生じる。下士官はこの点に注意して、そのような行為が起きないように真摯に努めなければならない。』³²⁾

以上の引用で、下士官がプロテスタントに属する前提で書かれていることはおよそ察しがつこう。これ自体はプロテスタントが支配的なプロイセンのことゆえ、さして驚くことでもあるまい。しかし、国内のマイノリティであるカトリックさらにはユダヤ教徒にまで、その宗教活動は言うに及ばず、信仰に由来する生活習慣までも尊重するよう下士官に注意を促していることは、見逃してはならない。国民国家としてのプロイセンが形成・発展しつつある当時、国民統合の要としてまず大切なのは祖国愛とそれに根差した名誉意識であり、これは軍隊においても同様であった。つまり、兵士は国家の息子であることが重要な共通の属性となったのであるから、宗派の違いが兵営内の軋轢や不和の種になることはできるだけ避ける必要があったのである。

それにしても、ナポレオン戦争期を経て誕生した国民軍隊で、下士官が兵士を教育するにあたり服従の根拠をまず信仰に求めるのは、やや奇異な感じもする。確かに、改革期まで有効であった1797年制定の軍事条章では、その序文に「すべての兵士はキリスト者として品行方正な生活を送り、宗教によって彼らに課せられた義務を大切に果たし、自らの信仰を汚すあらゆる行為を慎まねばならない」³³⁾とあり、信仰面から兵士の服従の根拠が説き起こされている。しかしながら、先に引用した新軍事条章第1条にもう一度目をとおしてみればわかるように、改革後の

軍隊では、少なくとも下士官・兵士の服務規程の総論とでもいうべき軍事条章の上では、もはや信仰を忠誠の根拠とはしていないのである。

このずれを理解するには、軍事条章がいわば時代の高邁な理想を掲げたものであるのに対して、『兵士の友』で論じられている下士官のあり方は兵営という現場で生身の兵士を指導する際のマニュアル的なもの、という違いに注意を払う必要がある。対仏解放戦争を通じてプロイセン全体に国民意識が高揚したといっても、庶民レベルで祖国観念が広まったとするのはあまりに早計である。むしろ、『兵士の友』で下士官によきキリスト教徒たれと説いているのは、19世紀前半期のドイツでまだ人々を内面から統合する要因として信仰がかなり大きな比重を占めていたことの反映と見るべきであろう。

B 範を示す上官であると同時に忠実な部下であること

軍隊という機構全体の中で下士官が占める役割を、『兵士の友』はつぎのように述べている。

「下士官は命令と服従、将校と兵士、さらには上官と部下を、その狭間にあって一つの大きな全体に統括する紐帯をなす部分であり、これによって中枢の意思どおりに軍隊全体が操られる。それは、体のすべての部位が頭脳の意思に従って動くのと同様である。」³⁴⁾

下士官の役割は直属の部下である部隊兵士と上官の狭間にあって、上からの指揮・命令と下からの服従をつないで軍隊全体を円滑に動かすことにある、ということである。こうした下士官像は、上官に対してはこびへつらうように従順だが、上官から仕打ちを受けるとその憂さ晴らしを部下の兵士に向けたといった、フリードリヒ大王時代の下士官の醜悪なイメージ³⁵⁾とはあまりにかけ離れている。とはいえ、ここでは当時の実態に即してこの見解の当否を論じることはさておき、まずは『兵士の友』の論説に沿って、国民軍隊における下士官と部下の関係、さらには下士官と上官の関係について、あるべき姿がどう描かれているかをもう少し立ち入って見ておこう。

「下士官は…(省略)…軍紀の遵守と服従において上官に模範的態度を示さなければならない。兵士には決して自明でないもの、それは、無条件の服従と従属だけが兵士身分の神髄をなすということである。だが、下士官はこのことを兵士よりはるかによく認識できる。それは、彼らが服従する立場にあるだけでなく、命令する立場にもあるからである。つまり、彼らは服従に拘泥するばかりの兵士と異

なり、軍務全般やその目的を高めから見渡せるのである。]³⁶⁾

厳しい階級間の上下関係と上官への絶対服従が軍隊の本質であるという点では、絶対王政期の軍隊でも国民軍隊でも違いはない。とはいえ、以上の引用からは従来とは異なる国民軍隊の下士官像がはっきり浮かび上がってくる。それは、軍隊全体の中での自らの役割と機能をしっかり把握し、階級の上下関係についてもただ闇雲に上官に服従し部下に命令を下すのではなく、その意味をしっかり理解している階級である。だからこそ、将校と兵士の狭間にある下士官は部下に対して上官への絶対服従を身をもって示し、兵士の模範とならなければならないのである。

もとより、下士官の地位の難しさは命令と服従の狭間にあることに尽きない。むしろ厄介なのは、下士官がもともとは部下である兵士と同じ立場にあったところにある。ふたたび『兵士の友』に目を移そう。

「下士官の立場で最も難しいのは、命令権者として部下と接するときである。これが難しいのは、下士官は…（省略）…いつも彼らと生活を共にしているからである。下士官ももとは兵士であり、自立した絶対的権限は持ち合わせておらず、自分が命令されたことを〔部下に〕命令するだけの立場である。…（省略）…命令を与える者と受ける者がつねに共同生活を営むところからある程度の馴れ合いが生じ、これが両者のあるべき上下関係を阻害することも少なくない。』³⁷⁾

下士官と兵士の間には、両者が兵舎で共同生活を送っているからこそ育まれる連帯感があることは間違いない。だが、これが団結意識を強めて軍隊の団結に寄与するだけならばよいが、逆に馴れ合いに堕してしまう恐れもあり、そうなれば軍隊の規律は危機に晒されかねない。そこで、下士官は兵士との間に一線を画さなければならないが、社会の支配的身分であることに由来する自然な権威を有する将校とは異なり、下士官は上から指示されたことを部下に命令するだけの立場に過ぎず、兵士が彼らに当然に畏敬の念を抱くということはないのである。

『兵士の友』によれば、下士官が「こうした困難にうまく対処し部下をしっかり統率するには二つの方策しかない」という。一つは、下士官が「真摯な行動・態度に徹しきること」である。下士官は清潔できちんとした身なりを心がけるべきで、こうした外見は部下に対して好印象を与えるものである。彼らは兵営での休憩時間でも気を抜くことなく、身なりや立ち居振る舞いにつねに注意を払わねばならないが、これもまた部下から一目置かれ、彼らの自発的服従を促すのに必要不可欠な態度だとい

う。もう一つは、下士官自身が「命令に従う立場の経験を踏まえて部下に模範を示し指導すること」である。下士官は自分が新兵時代に受けた教育を思い起こしつつ、新兵が本来軍務をきちんとこなしたいという善良な意思を有していることを前提に、彼らを訓練・教化しなければならない。その際に肝心なのは、下士官が部下の名誉感情を巧みに導いて彼らに内面から道徳的影響を与えることであり、それは外見上非の打ち所がない態度を見せつけるよりはるかに重要だというのである³⁸⁾。

以上の叙述からは、将校と兵士の狭間に位置する下士官に固有の立場・役割とその限界が窺える。なるほど、下士官は将校と兵士をつなぐ要の位置にあるとはいえ、ただ機械的に上意下達の役割を果たすのではない。命じられる立場としても、さらには命じる立場としても、その理由と意味をしっかりと理解できるひとかどの人間である。あえて言えば、ここには自ら考えて行動し、弛まず自己陶冶に励む国民の姿を垣間見ることでもできよう。しかしながら、下士官は決して自ら部隊を主体的に動かす存在ではなく、あくまで軍隊指導部である将校団の意を受けて、それを着実に部下に実行させることが任務であることを忘れてはならない。下士官は決して自分の判断で決断を下しそれを部下に命じるのではない。すなわち、下士官は所詮は中枢神経の一部をなす存在などではなく、あくまで末梢神経に過ぎないのである。

ところで、『兵士の友』で語られる新しい下士官像は過度に美化されている嫌いがあるが、他方で、生身の兵士との具体的な接し方や彼らの教育で留意すべき点の指摘では、軍隊の現場をよく踏まえた叙述であることもまた確かである。こうした記述のあり方は、『兵士の友』が下士官・兵士に直接働きかけて彼らを教導することを目的とする雑誌であったことを思い起こせば、自ずと理解できよう³⁹⁾。

では、軍隊を主体的に動かす側、すなわち将校目線に立つと、新しい下士官像はどのように見えていたのだろうか。次節ではこれまでの考察と比較しながらこの点に焦点を当てよう。

4 将校団から見た下士官の位置づけ

すでに述べたように、19世紀前半期には専門軍人によるさまざまな著作や軍事雑誌の刊行があいつぎ、軍事ジャーナリズムの世界は活況を呈しつつあったが、多くは将校向けの記事で占められたこれらの著作では、下士官・兵士に光を当てる論説は少なかった。そうした中で、ヘッセン大公国の首都ダルムシュタットで1826年以来刊行されていた軍事

専門雑誌『一般軍事新聞』⁴⁰⁾誌上には、1830年代末に数回にわたって下士官にかんする記事が掲載されており、高級軍人目線から下士官問題がどう見られていたかを知るための数少ない手掛かりとなる。

まず、1838年7月4日刊行の『一般軍事新聞』に掲載された「下士官の態度にかんする規定について」と題された論説に目を向けてみよう。ここではまず、冒頭で軍隊における下士官の役割の重要性を指摘した上で、この問題にはもっと関心が払われねばならないと訴えている。

「有能な下士官は軍隊という組織体を動かす槓杆の役割を果たすが、その働きがすこぶる重要であるからこそ、任務にふさわしい素養を彼らに身につけさせるためには、どんな手段を用いてもよいというわけにはいかない。それにもかかわらず、この重要な考察対象にしかるべき注意が払われていないのが現状である。」⁴¹⁾

『兵士の友』では紐帯、『一般軍事新聞』では槓杆と表現に違いがあるものの、大規模化した国民軍隊では下士官が軍隊統合の要としての役割を担っているとの認識では共通している。では、『一般軍事新聞』は当今の下士官問題として、具体的にどのような点に衆目を集めようとしているのであろうか。

まずは、下士官が準拠すべき新しい服務規程の必要性についてである。

「連隊学校の学科科目一覧では歴史、地理、数学といった類いの科目がこれ見よがしに羅列されているところも少なくないが、我々がとくに下士官の必修事項と考えるのはこうした知識ではない。必要なのは任務にかかわる実践的知識であり、それを身につけるのは、下士官の所轄事項で起こりうる事態に実際に対応可能とするためである。」⁴²⁾

下士官には時代の風潮でもある市民的な教養知識よりも、むしろ現場でのあらゆる事態に対応できる実践的な知識が必要不可欠とされている。ただし『一般軍事新聞』では『兵士の友』の場合と異なり、こうした知識を下士官がいかに指導に援用して部下である兵士に寄り添うかよりも、下士官が準拠すべき教則本ないし規定集をいかに作成するかということにもっぱら重点が置かれている。そこで求められるのは想定するさまざまなケースに対応できる業務一覧で、内容的にも過不足のないものであるべきであるが、現状ではその要求に見合った服務規程集はまだ存在しないのだという⁴³⁾。

つぎに注目したいのは、下士官の待遇とそれをめぐる問題点である。

「下士官の地位について」と題する1839年3月27日号の論説では、下士官の現状についてつぎのように議論が展開されている。

「現今の下士官は過度に褒めそやされているが、それにもかかわらず下士官自身は自らの境遇にいつも満足しているわけではなく、以前は馴染んでいた任務に今ではもはや喜びを見いだしていない。しかも彼らは、機会あれば文官任用に備えて準備をし、その道に鞍替えすることに奔走しているという。このような苦情は荒唐無稽とも思われず、耳にすることも希ではない。」⁴⁴⁾

近年境遇が改善されたにもかかわらず自らの任務に誇りをもって献身する下士官が少ないとの苦言が、ここからは聞こえてくる。そもそも、下士官の待遇改善で最も重要なのは給与水準が上昇したことである。記事によれば、その背景には二つの動機があるという。一つは、社会のすべての身分から給与改善の欲求が高まったことである。その結果、下士官にもまたそれ以外の国家諸身分と対等な給与水準が求められたのである。もう一つは、下士官不足に対応するために長期勤務の優秀な下士官を確保する必要があったことである。近年では長期にわたって勤務する下士官のなり手がますます減少しており、給与の改善によって有能な人材を確保することが期待された、というわけである⁴⁵⁾。

しかしながら、こうした改善策は必ずしも意図どおりの成果にはつながらなかったようである。とりわけ下士官が本来の任務への専心よりも文官任用の方を気にかける理由を、この論説の著者は以下のように述べている。

「今日の軍隊では下士官に要求されるものが過大となったために、二つの不都合が生じている。一つは、精神的に緊張を強いられる仕事の下士官にのしかかったことである。ところが、彼らの多くは若いころからの慣れがないため、その負担が重かったのである。…(省略)…もう一つは、学識の必要な仕事を好む下士官の場合である。彼らは必要以上に努力して知識習得に励むが、下士官の地位ではそれを生かす機会がほとんどまったくない。なにしろ現状の制度では、下士官が精神的・道徳的に高いレベルの素養をもっているが、彼らにそれ以上の昇進の見込みがないのであるから。このような状況下で下士官が自らの境遇に居心地の悪さを感じ…(省略)…自分の知識に見合ったより高収入の仕事環境を全力で探すのは、至極当然である。」⁴⁶⁾

ここで述べられていることを端的に言えば、潜在的な下士官候補生で

ある若者が今では下士官に要求される条件や素養に合わなくなってきた、ということである。そこでとくに着目したいのは、若者の教育レベルに起因する問題である。

周知のように、19世紀のドイツでは他のヨーロッパ諸国に比べて国家による教育の統制と義務化が進んでいた。とりわけ、ドイツ諸邦にとっても学校改革のモデルとして機能したプロイセンでは、1846年の時点で就学義務者の就学率は82パーセントであり、以後もこの割合は着実に上昇していた。これと連動するように新兵の識字率も高く、1841年にはプロイセン全体で新兵の非識字率はすでに9パーセント程度であり、これが1868年にはわずか4パーセントにまで低下した⁴⁷⁾。以上のことに加えて、軍制改革をつうじて一般兵役義務が制度化され、軍隊がプロイセン人だけからなる国民軍隊になったことも考慮に入れるならば、この時期の下士官のなり手がそれなりの基礎教育を受けて知識を習得した人々であったと考えてよかろう。しかしこの論説によれば、こうした素養をすでに身につけている若者にとって、下士官の地位にあることは自己実現の場として物足りなかったというのである。

こうした状況を受けて論説の著者は、教育レベルが高くなった若者が軍隊で抱く不満にそれなりの理解を示しつつも、それに続いてつぎのような意見を述べている。

「……だががそうは言っても、機械的の仕事は時間をかけて機械的に習得しなければならぬし、実践を犠牲にしてまで理論を習得しても、とくに軍人の場合には(かえって)大きなデメリットになる。これらの事実は否定できない。というのも、とくに下士官階級にとって結局重要なのは、「知っていること(知識Wissen)」ではなくて「できること(行動力 Können)」なのだから。」⁴⁸⁾

ここで言う機械的の仕事mechanischer Dienstとは、現場の実践で経験的に身につける素養のことと考えてよい。著者は、下士官にとって必要なのは近年はやりの机上の学びで習得する抽象性の高い知識ではなく、実践的素養であることを力説しているのである。すでに述べたように、『兵士の友』でも下士官のあり方にかんして、市民社会とは異なる軍隊に固有の価値の重要性が強調されてはいるが、他方で、下士官が在任中から市民社会の良質の部分と接することも勧めるなど、下士官が市民的価値を身につけることにも好意的である。ところが将校層を読者のターゲットとするこの論説では、自立したひとかどの国民という側面は後景に押しやられ、むしろ軍隊の屋台骨を支える忠実な柱という面がはつき

りと前面に押し出されているのである。

最後に、将校目線の下士官観がよくあらわれているもう一つの論説に触れておこう。1839年7月10日号に掲載された「下士官の地位」と題する論説がそれである。この論説は先に検討した論説「下士官の地位について」を受けて、そこでの主張に修正や批判も加えながらさらなる議論を展開しようという意図で掲載されたものである。議論はつぎのように展開をはじめめる。

「周知のように、下士官は兵士集団につねに寄り添っていることから、彼らを操るのにとりわけ効果的な槓杆の役割を果たす。ただし、それは下士官の影響力が正しい根拠に基づいて発揮された場合に限る。そこで、下士官が任務上の関心から習得しておかなければならないことは、実際に誰かから教わっておく必要があるし、これを教える側は、下士官がその地位固有の目的を果たすよう真摯に気遣わなければならない。だが、以上のことが実現できるかどうかには責任を負っているのは上官である将校であり、彼らが責任を背負わなければならない下士官は決して独自の影響力を発揮することはできない。」⁴⁹⁾

下士官が軍隊の「槓杆」と認識されている点では、これまでに引用した諸論説と違いはない。ここでむしろ注目したいのは、下士官の上に立つ将校に多大の責務が負わされているところである。論説ではこれに続いて、将校と下士官の関係がさらにはっきりと述べられている。

「下士官は将校の手中にある手先Mittelでなくてはならない。戦術・任務・道徳にかんして兵士を教育し、こうしたさまざまなことについて兵士に心構えを身につけさせるとともに彼らを導き監視するには、下士官という手先が必要である。」⁵⁰⁾

すでに見たように、『兵士の友』の論説でも下士官に独自の命令権が付与されていないことは述べられていたが、この論説では下士官を将校の「手先」とまで言い切っているところにあらためて注目したい。下士官は決して軍隊の主体ではなく、将校の確固たる方針を軍隊の下部の隅々にいたるまで着実に実行させる信頼の置ける部下＝手先でなくてはならないのである。ここには、近代軍隊が19世紀以降大規模かつ複雑な組織体として発展していく中で下士官が果たす役割が、あらためて見て取れる。ただし、将校と下士官の関係は無機質で厳しいだけの絶対的命令・服従関係であってはならない。

「上官(＝将校)と部下(＝下士官)は絶えず日々接していてこそ互いに引かれ合う気持ちになり、心からの親愛の情をもち、お互いが不

可欠だと感じるに違いない。こうした関係を創り出せない上官、あるいはそれを創り出すことを怠る上官は、無能か実践性に欠けるかのどちらかである。』⁵¹⁾

将校と下士官は信頼関係で結ばれていなければならないし、下士官の挙動や態度については将校が全面的に責任を負わなければならない。こうした信頼関係があってこそ下士官は外からの誘惑に駆られることもなく、上官である将校にすべてを託して付き従う、ということなのである。

『一般軍事新聞』誌上に最初に下士官に関する論説が登場したのは1838年7月のことであり、当時すでに『兵士の友』誌上では下士官にかんする論説が数回にわたり誌面を賑わせていた。前者が後者の直接的影響を受けていたかどうかは定かでないが、この時期に軍事ジャーナリズムの世界で下士官の現状やあり方などがしばしば論じられていたことから、この問題に対する関心が高まっていたことは間違いなからう。

そこで、ここまでの考察を踏まえてあらためて両誌の論説を比較してみるならば、目線の違いはあっても、下士官が国民軍隊で組織全体の要の役割を果たすこと、そのためには有能な下士官を育成する必要性があること、さらには現場の上官として彼らが兼ね備えるべき素養などについては、基本的に両者の立場に相違はないと言ってよい。とはいえ、一国民としての素養よりも軍人として有用な素養に大きく力点を置くことなどは、『一般軍事新聞』の論説ならではであろう。ただし、これも見解の本質的相違と言うほどのものではない。

むしろ『一般軍事新聞』に特徴的なのは、軍隊全体の統率における将校の役割をことさら強調している点である。ここに軍隊という組織体における将校と下士官の立場の違いがはっきりあらわれている。軍制改革をつうじて下士官・兵士もまた名誉心をもった国民と認識されるようになったとはいっても、軍隊という厳しく統率された組織においては、下士官はその頭脳の一部をなす主体となることは決してないのである。こうした軍隊全体を見据えた議論ができるのも将校目線で論じられる『一般軍事新聞』ならではであり、下士官自体に寄り添う『兵士の友』にはそもそも期待できなかったことであろう。

おわりに

プロイセン国民軍隊の黎明期とも言える19世紀前半期、軍隊を最下層で支える下士官・兵士のあり方や待遇改善にかんして積極的に提言し

てきた高級軍人の一人に、皇太子ヴィルヘルムWilhelm(後のプロイセン王・ドイツ皇帝ヴィルヘルム一世)がいた。ヴィルヘルムはヴィーン体制下の保守・反動的風潮を体現する人物であり、軍隊こそが君主とその体制を支える忠実な藩屏であるとの認識であった。ただし彼は、絶対的な信頼の置ける少数精鋭の軍隊にこだわる将校グループとは一線を画し、一般兵役義務による国民皆兵の軍隊を重視し、軍務をつうじてプロイセン住民を現体制に忠実な国民に育成することに関心を向けていた⁵²⁾。そこで彼が兵営内での国民教育に重要な役割を果たす存在としてその意義を高く評価したのが、下士官だったのである。すでに1825年5月26日付の覚え書きでヴィルヘルムは、下士官階級こそが軍隊の内的態度や規律、そして秩序を形成するのに決定的な意義を有しているにもかかわらず、そのなり手が不足していることを嘆きつつ、この状況を改善するためには下士官が軍務を続けることに関心を抱けるようにこの地位の待遇を改善する必要があることを訴えていた。改善策として彼は、帯剣を許された下士官の特別な地位を創設して彼らの名誉心を刺激することや、給与・手当を引き上げることなどを提案しているが⁵³⁾、実際には市民社会での賃金上昇率に比べれば下士官のそれはごく慎ましかなものに過ぎず、彼らの物質的境遇はなかなか改善されなかった⁵⁴⁾。

こうした現実の困難は、下士官問題にはやくから目を向けていた他の高級軍人も理解していた。ナポレオン期の軍制改革に携わり1814年の国防法の制定で中心的役割を果たした改革派の将軍ヘルマン・フォン・ボイエンHermann von Boyenもまた、1844年に再度軍事大臣の地位に就くと下士官の待遇改善に取り組んだ。しかしながらその彼も、軍隊の善良な精神を保つためには下士官の食料の割り当て量増加と給与上昇が急務の課題であるが、それがうまくいかないうちに自分は棺桶入りしているだろうと、下士官の待遇改善の難しさを訴えている⁵⁵⁾。

とはいえ、本稿で考察したような新しい下士官像が現実離れした理想を描いたに過ぎないと考えるのは、早計であろう。確かに政府や軍首脳部主導の給与上昇や扶養政策の整備といった方策が思いのほか進展しなかったのは事実であるが、下士官や長期兵役の兵士自身が中心となって、貧困にあえぐ仲間やその家族に対する援助をはじめ、死亡した仲間の栄誉を讃えるための葬儀を行うなど、下からのイニシアティブによる相互扶助・援助活動は1830年代後半から活発化していた。また、この時期には下士官だけでなく部隊将校や地元の文民名士とその婦人も招いての親睦会や舞踏会が開催されるなど、軍隊と地域社会を下士官レヴェ

ルでつなぐ試みも本格化していた。これに加えて、部隊ごとに立ち上げられた下士官を中心とする協会の活動に理解を示し、それに直接・間接の援助を惜しまなかった将校たちがいたこともまた、忘れてはならない。軍人著述家として軍事にかんするさまざまな著作を執筆し、軍事雑誌で健筆を振るった将軍カール・フォン・デッカー Carl von Decker がその代表的人物である。デッカーは軍事エリートや宮廷での幅広い人脈をフル活用して、下士官の相互扶助活動にお墨付きを与えただけでなく、こうした活動を上からの本格的な待遇改善につなぐ橋渡しの役割も果たしたのである⁵⁶⁾。

本稿で考察の対象とした新しい下士官像をめぐる論説は、そのほとんどが1830年代後半にかなり集中して発表されている。これが、以上で述べた下士官の待遇改善の動きの活発化と時期的にほぼ同時並行であることに注目したい。すなわち、そこで語られている下士官のあり方は、まさに実際に取り組みられている下士官の地位向上や待遇改善とタイ・アップした努力目標であり、決して現実離れた「きれいごと」ではなかったと言うべきである。1848年革命における軍隊、兵士の動向を考察したザブリーナ・ミュラーは、革命の最中でもドイツ各地の軍隊がよく規律を保ちほとんどの兵士が革命側になびかなかった理由の一つとして、将校と兵士の緊密な関係ができあがっていたために内面指導が行き届いていたことを挙げている⁵⁷⁾。ここでミュラーは将校と兵士の関係に着目しているが、そこに両者の中間に位置し兵士の統率に直接携わる下士官の果たした役割を加えて、さらに実証的な考察を深めるべきであろう。

下士官は直接兵士と接する上官として、日常生活の中で彼らに絶えず影響を与えるポジションにある。帝政期ドイツで、軍隊が草の根から——換言すれば兵士層から——社会主義思想や労働運動のような政府にとっての危険思想に染まらないようにするために、下士官レヴェルでの兵士教育を重視したのも、そのためである⁵⁸⁾。こうした時代の新しい風潮に対する軍上層部の警戒はすでに19世紀前半期、自由主義思想やそれと結びついたナショナリズムへの警戒にも見て取れる。だがそれは、決してその時代の軍隊が祖国愛や国民的団結と無縁——あるいはその対極——の存在であったことを意味するわけではない。本稿で考察した新しい下士官像は、プロイセン人男子青年の敬虔な信仰心や国民的名誉感情に訴えながら彼らを体制に従順な国民に内面から育てる下級の教育者の姿と見ることができる。フランク・ベッカーは、自由主義的潮

流に属する市民的愛国運動と君主を頂点とした伝統的秩序が有機的に結びついて、ドイツ統一戦争期に伝統的支配層がしっかり秩序の手綱を握った「武装せる国民」ができあがったとして、これを調整的軍国主義Synthetischer Militarismusと呼んだが⁵⁹⁾、このテーゼを踏まえれば、国民軍隊における下士官はウーテ・フレーフェルトの言う内からの国民形成⁶⁰⁾の草の根における担い手となることを期待されたことになる。プロイセンで下士官が質・量ともに本格的拡充をはじめるのは、陸軍大臣アルブレヒト・フォン・ローンAlbrecht von Roonの主導による軍制改革が開始されてからであるが、その後ドイツ統一戦争を経てドイツ帝国期には「軍隊を支える大黒柱Rückgrat der Armee」⁶¹⁾として高く評価されるまでに至ったプロイセン＝ドイツ国民軍隊の下士官団の基礎は、望ましい精神的資質の面も含め、ナポレオン戦争終結後数10年にわたって続いた平和の時期に、目立たないながらも着実に築かれたのである。

本稿は、日本学術振興会科学研究助成事業基盤研究(A) (課題番号19H00547)、基盤研究(B) (課題番号19H01331)、基盤研究(C) (課題番号19K01086)、基盤研究(C) (課題番号19K01063)による成果の一部である。

註

- ¹⁾近年刊行されたドイツ将校の伝記として、つぎの2点を挙げておく。Krethlow, Carl Alexander, *Generalfeldmarschall Colmar Freiherr von der Goltz Pascha. Eine Biographie*, Paderborn u.a. 2012; Jessen, Olaf, *Die Moltkes, Biographie einer Familie*, München 2010. 後者はモルトケー族の伝記である。同書の著者であるイエッセンはドイツ統一戦争の英雄であるモルトケHelmuth Carl Bernhard Graf von Moltke (1800-1891)の伝記に取り組んでおり、その出版が以前から予告されているが、現時点ではまだ刊行されていない。
- ²⁾ここではとりあえず、帝政期ドイツの兵士の日常生活を多本面から考察した以下の研究を挙げておく。Kim, Daniel, *Soldatenleben in Württemberg 1871-1914. Zur Sozialgeschichte des deutschen Militärs*, Paderborn u.a. 2009. 邦語文献では以下の拙稿を参照せよ。丸島宏太「19世紀ドイツの兵士——近代移行期における兵士のイメージと実態——」、『軍事史学』(軍事史学会)第50巻第2号、2014年、4-22ページ。丸島宏太「国民国家黎明期(19世紀前半)の兵営生活の一断面——プロイセン軍志願兵F.W.ハックレンダーの回想記から——」、『ゲシヒテ』(ドイツ現代史研究会)第9巻、2016年、19-33ページ。
- ³⁾丸島宏太「ドイツ陸軍——ドイツにおける「武装せる国民」の形成——」、三宅正樹・石津朋之・新谷卓・中島浩貴編著『ドイツ史と戦争——「軍事史」と「戦争史」——』彩流社、

- 2011年。丸島宏太「兵役・国家・市民社会——19世紀ドイツの軍隊像と軍隊体験——」
 阪口修平・丸島宏太編著『軍隊 近代ヨーロッパの探究②』ミネルヴァ書房、2009年、
 249-291ページ。丸島宏太「プロイセン軍制改革と国軍形成への道——一般兵役制と
 民兵制導入の諸前提をめぐって——」、『法学論叢』（京都大学）（1）第121巻第5号、
 1987年、32-55ページ；（2）第123巻第1号、1988年、86-115ページ。
- ⁴⁾ 丸島「プロイセン軍制改革」（1）44-55ページ。丸島宏太「プロイセン軍制改革と兵士
 の軍旗宣誓問題——国民軍隊における兵士の忠誠の対象をめぐって——」、『ヨーロッ
 パ文化史研究』（東北学院大学ヨーロッパ文化総合研究所）2018年、29-39ページ。
- ⁵⁾ Lahne, Werner, *Unteroffiziere. Gestern - heute - morgen. 2. erweiterte Aufl.*,
 Herford u.a. 1974; Ledebur, Freiherr Ferdinand von (Bearb.), *Die Ge-
 schichte des deutschen Unteroffiziers*, Berlin 1939. 後者は数多くの史料に基づい
 ており、今日でも下士官研究に有用な概説であるが、史料の出典が明示されていな
 い難点がある。
- ⁶⁾ Koschulla, Rudolf, *Klassenstruktur und Funktion des Unteroffizierkorps im
 preussisch-deutschen Heer. Mitte des 19. Jahrhunderts bis zum Ende des
 zweiten Weltkrieges*. Phil. Diss. (MS), Leipzig 1970.
- ⁷⁾ *Der Soldatenfreund. Zeitschrift für faßliche Belehrung und Unterhaltung
 der Preussischen Soldaten*, Berlin 1833-1919（以下、*SF*と略す）；*Allgemeine
 Militär-Zeitung*, Darmstadt 1826-1902（以下、*AMZ*と略す）。
- ⁸⁾ Schmidt-Richberg, Wiegand, Die Regierungszeit Wilhelms II., in: *Hand-
 buch zur deutschen Militärgeschichte 1648-1939*. Bd. 3, Abschnitt V, Von
 der Entlassung Bismarcks bis zum Ende des Ersten Weltkrieges 1890-1918,
 München 1979, S.92; Lahne, *Unteroffizier*, S.17, S.252.
- ⁹⁾ 下士官（ドイツ軍）（[https://ja.wikipedia.org/wiki/下士官_\(ドイツ軍\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/下士官_(ドイツ軍))）、2023年8
 月12日閲覧。「軍隊の編成・階級」（竹村厚士執筆）、阪口・丸島編著『軍隊』付録45、
 49ページ。
- ¹⁰⁾ Der Stand des Unteroffiziers, in: *SF*, Nr.354, 1840, S.2830.
- ¹¹⁾ Ebd., S.2831.
- ¹²⁾ 18世紀プロイセン軍兵士の実態については、とりあえず以下の抽稿を参照せよ。丸
 島「19世紀ドイツの兵士」、5-7ページ。
- ¹³⁾ この時期のプロイセン軍隊の実態については、大学で学位を取りながら自ら進んでプ
 ロイセン軍兵士となったF.C. ラウクハルトFriedrich Christian Laukhardの自伝に、
 事細かに描かれている。フリードリヒ・クリスティアン・ラウクハルト、上西河原章
 訳「ゲーテ時代のひとつの断面——自伝「人生の有為転変」」三修社、1994年。とくに
 下士官との関係については、250-254ページを参照せよ。なお、下士官と兵士が同
 宿だったのは兵士の脱走を防止するためでもあった。Lahne, *Unteroffiziere*, S.118.
- ¹⁴⁾ Der Stand des Unteroffiziers, in: *SF*, Nr.254, 1839, S.2831.
- ¹⁵⁾ 丸島「兵役・国家・市民社会」、253-254ページ。
- ¹⁶⁾ Frauenholz, Eugen von (Hg.), *Entwicklungsgeschichte des Deutschen
 Heerwesens. Bd. 5. Das Heerwesen des 19. Jahrhunderts*, München 1941,
 S.101. 条文の引用部分の邦訳は以下の抽稿による。丸島「プロイセン軍制改革」33
 ページ。
- ¹⁷⁾ Lahne, *Unteroffiziere*, S.90.
- ¹⁸⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.222, 1837, S.1773.

- ¹⁹⁾ Ebda., S.1774.
- ²⁰⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.223, 1837, S.1781.
- ²¹⁾ Ebda., S.1782. 12年の軍役を勤め上げた下士官は、文官任用証が発給されると同時に100マルクの精勤報奨金が授与された。その意味でも、この引用にある12年間というのは下士官の標準的な勤務期間と考えられる。Messerschmidt, Manfred, *Die preußische Armee*. in: *Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648-1939*. Bd. 2, Abschnitt IV, Militärgeschichte im 19. Jahrhundert 1814-1890. 2. Teil, Strukturen und Organisation, München 1976, S.188f. 文官任用証とは、下士官が退役後に中・下級の官吏ないしそれに相当する職に優先的に就くための証明書である。文官任用制度については、本稿の以下の記述と注23に挙げた拙稿を参照せよ。
- ²²⁾ 丸島「19世紀ドイツの兵士」、7ページ。
- ²³⁾ 下士官および長期兵役者の文官任用制度については、以下の拙稿を参照せよ。丸島宏太「退役下士官の文官任用制度とその機能」、望田幸男編『近代ドイツ＝資格社会の展開』名古屋大学出版会、2003年、76-107ページ。
- ²⁴⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.223, 1837, S.1782.
- ²⁵⁾ Ebda., S.1782f.
- ²⁶⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.222, 1837, S.1774.
- ²⁷⁾ Ebda.
- ²⁸⁾ Ebda., S.1774f.
- ²⁹⁾ Siemann, Wolfram, *Vom Staatenbund zum Nationalstaat. Deutschland 1806-1871*, München 1995, S.281.
- ³⁰⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.222, 1837, S.1775.
- ³¹⁾ プロイセンにおけるユダヤ人解放の動きとユダヤ系住民の兵役義務との関係については、以下の文献を参照せよ。Fischer, Horst, *Judentum, Staat und Heer in Preußen im frühen 19. Jahrhundert. Zur Geschichte der staatlichen Judenpolitik*, Tübingen 1968. 軍事史家M. メッサーシュミットの手による以下の論考では、対仏解放戦争期からナチ期までのプロイセン＝ドイツ軍におけるユダヤ人問題が、コンパクトに概観できる。Messerschmidt, Manfred, *Juden im preußisch-deutschen Heer*, in: *Deutsche Jüdische Soldaten. Von der Epoche der Emanzipation zum Zeitalter der Weltkriege*. Eine Ausstellung des Militärgeschichtlichen Forschungsamtes in Zusammenarbeit mit dem Moses Mendelssohn Zentrum, Potsdam, und dem Centrum Judaicum, Berlin, Hamburg u.a. 1996, S.39-62.
- ³²⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.222, 1837, S.1775.
- ³³⁾ Kriegs-Artikel für die Unter-Officiers und gemeinen Soldaten von der Infanterie, Cavallerie und Artillerie vom 20. März 1797, in: Frauenholz, Eugen von (Hg.), *Entwicklungsgeschichte des deutschen Heerwesens. Bd. 4. Das Heerwesen der Zeit des Absolutismus*, München 1940, S.341; 丸島「プロイセン軍制改革と兵士の軍旗宣誓問題」、34ページ。
- ³⁴⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.222, 1837, S.1773.
- ³⁵⁾ ラウクハルトは自らの兵役体験から、中国の宦官にたとえてフリードリヒ大王時代末期(1780年代)の下士官の実態を描いている。ラウクハルト『ゲーテ時代』、251ページ。
- ³⁶⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.223, 1837, S.1781.
- ³⁷⁾ Der Unteroffizier, in: *SF*, Nr.224, 1837, S.1788.

- 38) Ebda.
- 39) 『兵士の友』の刊行事情とその時代背景、それに創刊者ルイ・シュナイダーについては、以下の拙稿を参照せよ。丸嶋宏太「作家ルイ・シュナイダー (Louis Schneider) と軍事雑誌『兵士の友(Soldatenfreund)』——下からの軍国主義の原風景か? ——」、『世界史研究論叢』(世界史研究会)第10号、2020年、20-37ページ。
- 40) 本論注7参照。
- 41) Über Vorschriften für das Verhalten der Unteroffiziere, in: *AMZ*, Nr.53, 1838, S.421.
- 42) Ebda.
- 43) Ebda., S.422.
- 44) Über die Stellung der Unteroffiziere, in: *AMZ*, Nr.25, 1839, S.195f.
- 45) Ebda., S.196.
- 46) Ebda., S.197.
- 47) トーマス・ニッパダイ、大内宏一訳『ドイツ史 1800-1866年 市民社会と強力なドイツ国家』下、白水社、2021年、69-70, 84-85ページ。
- 48) Über die Stellung der Unteroffiziere, in: *AMZ*, Nr.25, 1839, S.197.
- 49) Die Stellung der Unteroffiziere, in: *AMZ*, Nr.55, 1839, S.434.
- 50) Ebda.
- 51) Ebda., S.436.
- 52) 皇太子ヴィルヘルムを中心とする宮廷人脈とこれに結びついた将校たちのグループは、軍事党派と呼ばれていた。このグループについては、以下の拙稿を参照せよ。丸嶋「作家ルイ・シュナイダー」22-23ページ。軍事党派については、E.トロックスの博士論文に基づく著作が今日でも基礎文献である。Trox, Eckhard, *Militärischer Konservatismus. Kriegervereine und "Militärpartei" in Preußen zwischen 1815 und 1848/49*, Stuttgart 1990.
- 53) Lahne, *Unteroffiziere*, S.195; Messerschmidt, *Die preußische Armee*, S.189.
- 54) Ebda., S.193.
- 55) Ebda., S.189.
- 56) デッカーについては以下の拙稿を参照せよ。丸嶋宏太「忘れられた将軍カール・フォン・デッカー——一般兵役義務の軍隊と国民の教化——」、『敬和学園大学研究紀要』第31号、2022年、45-60ページ。こうした部隊レヴェルでの相互扶養・援助活動については、紙幅の関係もあってこれ以上本論で考察することはできないので、稿をあらためて論じたい。
- 57) Müller, Sabrina, *Soldaten in der deutschen Revolution von 1848/49*, Paderborn u.a. 1999, S.317f. ; 丸嶋「ドイツ陸軍」、226-227ページ。
- 58) Schmidt-Richberg, Wiegand, *Die Regierungszeit Wilhelms II.*, S.92ff.
- 59) 調整的軍国主義については、以下を参照せよ。Becker, Frank, *Synthetischer Militarismus. Die Einigungskriege und der Stellenwert des Militärischen in der deutschen Gesellschaft*, in: Epkenhans, Michael / Groß, Gerhard P. (Hg.) , *Das Militär und der Aufbruch in die Moderne 1860-1890. Armeen, Marinen und der Wandel von Politik, Gesellschaft und Wirtschaft in Europa, den USA und Japan*, München 2003, S.125-141.
- 60) 内からの国民形成については、フレーフェルトの以下の論考を参照せよ。Frevert, Ute, *Das jakobinische Modell. Allgemeine Wehrpflicht und Nationsbildung in*

Preußen-Deutschland, in: dies. (Hg.) , *Militär und Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart 1997, S.18ff. 邦語では以下の拙稿を参照せよ。丸島「ドイツ陸軍」、108-112ページ。

- ⁶¹⁾ Neugebauer, Karl-Volker, Des Kaisers "schimmernde" Wehr. Militärgeschichte des Deutschen Kaiserreichs 1871-1915, in: ders. (Hg.) , *Grundkurs deutsche Militärgeschichte. Bd. 1. Die Zeit bis 1914. Vom Kriegshaufen zum Massenheer*, München 2006, S.448.